

台湾民事執行制度の意義と課題（1）

——日本法との比較考察——

張 悦*

目 次

はじめに

I. 台湾における民事執行制度の概説

1. 台湾強制執行法の沿革と成立
2. 台湾強制執行法による重要な改正
3. 台湾現行民事執行制度の法規構成と強制執行法の内容

II. 執行手続の一般規定

1. 執行名義
2. 執行管轄
3. 執行主体
4. 執行対象

III. 強制執行の開始と進行

1. 強制執行の開始と執行障害
2. 強制執行の延期
3. 強制執行の停止・取消し・終結
4. 執行救済

IV. 金銭債権の執行

1. 台湾における金銭執行の概観
2. 動産執行
3. 不動産執行
4. 債権およびその他の財産権に対する強制執行
5. 配当参加

(以上, 本号)

V. 非金銭債権の執行

VI. 日本の民事執行制度との比較考察

おわりに

* ちょう・えつ 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

はじめに

台湾法は、歴史的に日本法とは「双子の兄弟」とも言うべき関係にあり、外国法の中でも日本法からもっとも強い影響を受けてきたと言われている。戦前の植民地時期は言うまでもなく、戦後も新規の立法・法解釈学・法理学および比較法研究などを通じて、日本法の影響は台湾法のほぼあらゆる分野に及んでおり、とりわけ、台湾の民法・民事訴訟法・刑法などへの影響はとくに顕著である¹⁾。民事執行制度について定めた法律としての台湾強制執行法も例外ではなく、日本法から深い影響を受けた。

台湾の現行民事執行制度の沿革については、清末期の法律改革運動に端を発することになる。この時期には、清政府の修訂法律大臣であった潘家本が外国の法律専門家を顧問に迎え、基本法の草案を作成し、伝統的な中国固有の法を改正し、ヨーロッパ大陸法体系への一歩を踏み出した。民事執行制度は、清政府が日本の松岡義正を立法顧問として、全418条の強制執行法（草案）を起草したが、審議を行わないうちに清王朝が滅亡した。その後、中国は中華民国²⁾時代に入ることになる。この時代において、先進国の民事執行制度の継受に関する議論は途絶えることなく続き、台湾の現行民事執行制度の礎石となるものが定められることになる。台湾現行強制執行法は、1940年1月19日に公布・施行され、計8章142条にわたるので、アジアでの最初の独立した民事執行法であると言われている。

台湾強制執行法の成立後、2012年までの間に計7回の改正がなされた。その中には、強制執行法の固有の改正があり、また他の法律の改正に伴っ

1) 台湾法と日本法との関係については、鈴木賢「比較法学の視角から見た台湾法の特殊な位置づけ」新世代法政策学研究18号（2012年）298頁参照。

2) 1912年1月から49年9月末まで続いた中国の国号であり、かつ、中国共産党との内戦に敗れ台湾に逃避した蒋介石（任1948～49、50～75年）が、台湾で中華民国政府を維持し、台湾政府は現在も中華民国という国号を用いている（木下康彦ほか編『詳説世界史研究』（山川出版社、2012年）515頁）。

てなされた改正もある。

台湾強制執行法は、構成および内容から見れば、基本的に日本民事執行法と同様である。両者はともに、実現すべき請求権によって体系が分かれており、実現すべき請求権が金銭債権であるか、その他の請求権であるかによって、金銭債権と非金銭債権とに分かれている。台湾でも日本でも、金銭債権の執行は、差押え・換価・配当という3段階からなる共通の手續構造を有し、非金銭債権の執行は、実現すべき請求権の内容によって手續が異なっている。具体的には、物の引渡し、作為・不作為という種類があり、執行対象によって執行方法も異なっており、具体的には直接強制・代替執行・間接強制の三つに分かれている。

しかし、相違点もいくつか存在する。法制度の構成上、台湾強制執行法は、日本法と異なり、動産執行を不動産執行の前に置いて規定している。内容上、台湾には単独の民事保全法はなく、日本の昭和54（1979）年法4号による民事執行法施行当初の状況と同様に民事保全による保全命令手續が民事訴訟法に置かれ、保全執行手續が強制執行法に置かれている。手續上、台湾法においては、日本法のような執行文付与の手續が存在せず、強制執行が実体的に正当と認められる要件は執行名義の存在しかない。また、台湾現行民事執行制度には、日本法には見られない制度があり、例えば、苛酷執行の禁止制度・執行猶予制度および第三者財産照会制度を備えていることが挙げられる（詳細は後述）。

基本的には「双子の兄弟」と言われている日本法と台湾法は、民事執行法の分野でいかなる異同があるのか。本稿は、台湾現行民事執行制度を紹介し、日本の民事執行法との比較および考察を通じて、両国（地域）の法がより良く発展することを目指して、検討を行うものである。

I 台湾における民事執行制度の概説

1. 台湾強制執行法の沿革と成立

台湾の現行民事執行制度の沿革については、清末期の法律改革運動に端を発することになる。清末期において、清政府は外国列強の圧力により、政権の延命を図ったため、法制度の改革を進め、現代法典を新しく作る作業が急速に行われた。この時期には、清政府の修訂法律大臣であった潘家本が外国の法律専門家を顧問に迎え、基本法の草案作成および伝統的な中国固有法の改正によってヨーロッパ大陸法体系への一步を踏み出した³⁾。民事執行制度については、清政府が日本の松岡義正を立法顧問として、全418条の強制執行法(草案)を起草したが、審議を行わないうちに清王朝が滅亡した⁴⁾。その後、中国は中華民国時代に入ることになる。この時代において、先進国の民事執行制度の継受に関する議論は途絶えることなく続き、台湾の現行民事執行制度の礎石となるものが定められることになる。その詳細は以下の通りである。

中華民国時代の法制度の発展はさらに二つの時代に分けられるが、そのまま継受しているのが現行台湾法である。1912年から1928年までは、北洋政府⁵⁾の時代である。この時代においては、清末期の法律を継受するとともに、外国法に倣い、新たな法律が次々に作り出された。1914年(民国⁶⁾3年、以下、西暦を記述する)に、「不動産執行規則」が制定・公布された。不動産執行規則は、通則・差押え・競売・管理・附則の5章に分かれ

3) 鳥田正郎『清末における近代的法典の編纂(東洋法史論集第三)』(創文社, 1980年) 275頁。

4) 李浩編『強制執行法』(厦門大学出版社, 2004年) 26頁参照。

5) 中華民国初期、袁世凱を源流とし、北京政権を形成した。その政府を北洋政府、その時代(1913~1928)を北洋政府時代とも言う。

6) 中国大陸では、1949年から西暦を使い始める。これに対して、台湾では、今まで、民国の年号を使い続けているが、2011年は民国100年である。

1949年、中国国民党と中国共産党の内紛に終止符が打たれ、それに勝利した中国共産党が中華人民共和国の建国を宣言した。一方、これに敗北した中国国民党は台湾に逃れた。この時点から中国法は中国大陸法と中国台湾法という二つの支流に分かれることになる。中国大陸では、中国共産党中央政府が中華民国時代の法律を全部廃棄して、独自の社会主義法への途をたどり始めた。これに対して、台湾では、国民党政府が清末期からの中国法をそのまま継受しつつ、日本・ドイツ・アメリカの影響を受けながら独自の発展をしていった。1940年の中華民国国民政府による強制執行法もそのまま継受され、現行の台湾強制執行法につながっている。

2. 台湾強制執行法による重要な改正

台湾強制執行法の成立後、2012年までの間に計7回の改正がなされた。その中には、強制執行法の固有の改正があり、また他の法律の改正に伴ってなされた改正もある。以下において、その重要な改正を概観する。

(1) 強制執行法における当事者主義の確定

台湾の旧強制執行法では、強制執行手続全体が執行機関による職権で行われる、いわゆる職権主義が採られていたが、1996年法改正に伴って職権主義の代わりに当事者主義が採られるようになった。その代表的な改正としては、第一に、旧法は、強制執行が職権により開始されると定めていたが、1996年法改正による新法では、当事者の申立てにより開始されるようになった(台湾強制執行法(以下、「台強執」という)5条1項)。第二に、旧法は、債務者が執行延期(猶予)を申し立てるとき、債権者の同意を得たうえで、相応な担保を提供しなければならないと定めていたが、1996年に法改正された新法では、当事者の処分権を尊重するべく、債務者が担保を提供する要件が削除され、債務者が債権者の同意を得るのみで執行猶予することができるようになった(台強執10条1項)。

台湾強制執行法は、以上のような改正点を含めた諸改正により、職権主義から当事者主義へと転換していったのである。

（2）平等主義から優先主義への接近

配当の原則については、配当において各債権者の債権額に応じて按分比例した平等の取扱いとするか、または、差押えの時間的順序で順次優先的に取り扱うものとするかについて、平等主義・優先主義・群団優先主義などの立法例があり、国によってさまざまである。

台湾では、1975年の法改正前には、執行名義（日本の「債務名義」とほぼ同じである）の有無を問わず、さらに「執行手続が終了する前」までに配当参加をすることができるとされ、いわゆる極端な平等主義が採られていた。しかし、1975年の法改正によって配当参加の終期は「競売あるいは換価される日」までに変えられ、しかも執行名義がなければ配当に参加できないこととなった。また、1996年の法改正によって配当参加の終期はさらに「競売あるいは換価される日の前の一日」に変更された（台強執32条1項）。要するに、台湾の現行強制執行法は、日本法と同様に、強制執行の売却代金から配当等を受ける債権者の資格および配当参加の終期を厳格に制限することを通じて、優先主義へかなり接近した平等主義が採られていると考えられる（詳細は後述）。

（3）間接強制手段の強化

間接強制は、一定の手段を通じ、債務者を心理的に圧迫することにより、自発的な債務の履行を促す強制執行の方法である。

台湾法は、日本法と異なり人的執行が間接強制の方法として認められている。ただし、1996年までの台湾強制執行法は、債務者が不代替義務を履行しないときに、間接強制方法として不履行の損害賠償金または過怠金を処することのみが認められていた。1996年法改正によって、「拘留条例」（台湾では「管収条例」）に含まれた規定は強制執行法に移され、したがって債務者の人身の自由を制限する拘留等の措置が明文で間接強制の方法として認められるようになった（台強執22条1～5項）。なお、債務者の保証人の人権を保護するために、債務者の保証人に対する拘留が削除され

た。

こうして、台湾法は間接強制に関して、執行方法の強化がなされたと言われている。

(4) 換価手続の合理化・弾力化

台湾強制執行法に対する 7 回の改正には、換価手続に関する条文がもっとも多い。換価手続については、目的物の適正な価額による換価が行われるために、売却手続の合理化・弾力化を図って、執行人員による不動産の現状調査の拡充、評価人の評価による適正な最低売却価額の決定、競売による売却の見込みのない場合の特別換金制度の創設など、これまでに多くの改善がなされた。

(5) 財産照会制度と財産報告制度の導入

台湾では、1996年に法改正する以前は、債務者の責任財産に係る情報収集の手段として、債権者自らの調査および執行機関の職権による調査が存在していたが、1996年の法改正によって、強制執行の実効性を高めるべく、フランス法のような財産照会制度（台強執19条2項）および日本法における財産開示制度と類似する財産報告制度（台強執20条）が導入された（詳細は後述）。

3. 台湾現行民事執行制度の法規構成と強制執行法の内容

(1) 法規構成

台湾の民事執行制度は、主に三つの法規から成り立っている。第一に、台湾強制執行法である。台湾強制執行法は、総則・金銭債権の執行・物の引渡し執行・作為不作為の執行・仮差押仮処分の執行・附則という6章に分かれ、計142条にわたるものであり、民事執行手続につき、もっとも詳しく規律している法律である。第二に、「強制執行事件を処理する注意すべき事項」（中国語では、「弁理強制執行事件応行注意事項」）のことであ

り、以下、「注意事項」という）である。注意事項は、司法院⁸⁾によって作成されたものであり、計73条にわたって、強制執行法に対する補充および解釈である。第三に、司法院の強制執行事件に対する解釈および司法院の大法官會議⁹⁾の強制執行事件に対する解釈である。台湾憲法78条に基づき、司法院は憲法を解釈することができ、また法律および命令を統一的に解釈する権限を有していることから、司法院解釈の効力には法定の拘束力があることがわかる。司法院の大法官會議による解釈の効力について、明文の定めはないが、台湾の大法官解釈185号により、司法院の大法官會議による解釈は「一般的拘束力」を持つと解されている。

（２）強制執行法の内容

台湾強制執行法は、前述したように、日本民事執行法と同様に、実現すべき請求権によって体系が分かれている。強制執行手続は、実現すべき請求権が金銭債権であるか、またその他の請求権であるかによって、金銭債権と非金銭債権とに分かれている。金銭債権の執行は、差押え・換価・配当という３段階からなる共通の手続構造を有する。それに対して非金銭債権の執行は、実現すべき請求権の内容によって手続が異なり、具体的には、物の引渡し、作為・不作為の二種類がある。

台湾では、日本のような単独の民事保全法はなく、民事保全による保全命令手続が民事訴訟法に置かれ、保全執行手続が強制執行法に置かれてい

8) 司法院は、台湾の最高司法機関であり、現在は院長と副院長を含む15名の大法官により構成されている。台湾では、最終司法判断を下す機関としては、日本の最高裁判所に相当する最高法院や最高行政法院がある。そのため、司法院は形式上、司法行政機関としての性格が強い。

9) 台湾では、上告・上訴の割合が高く、最高法院や最高行政法院の審議案件数が極めて多く、これら法院における法官（裁判官）の在籍数も多い。そのため、台湾では比較的軽微な事件を除き三審制が採られている。また地方で、最終審での判例にばらつきが出る傾向がある。これらの要素が合わさり、法解釈の統一や下級法院の判決における法解釈の修正を求めて、大法官會議に持ち込まれる事件も非常に多い。なお、下級法院が自らの判断で一旦審理を停止し、大法官會議による法解釈を伺うこともできる。

る。それゆえ、仮差押え・仮処分の執行は、台湾強制執行法第 5 章として定められている。これは、日本の民事執行法施行当初の状況と同じであると考えられる。日本では、民事執行法は昭和55（1980）年10月1日から施行されており施行当初の民事執行は、強制執行、仮差押・仮処分の執行、担保権の実行としての競売、換価のための競売であった。その後、民事保全法施行（平成3（1991）年1月1日）による改正に伴い、民事執行から仮差押・仮処分の執行がなくなった。さらに、平成15（2003）年改正により、「債務者の財産開示」も民事執行に加わり、日本の現行民事執行法は、強制執行、担保権の実行としての競売、換価のための競売、債務者の財産開示となった¹⁰⁾。

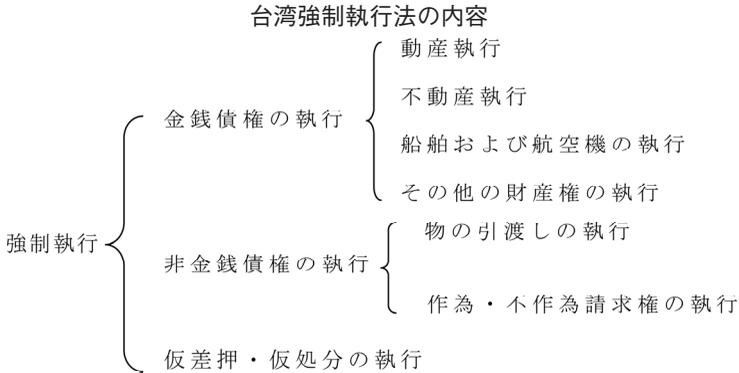
日本では、担保権の実行としての競売は、強制競売に対して、任意競売とも言い、任意競売では債務名義は必要とされず、担保権に内在する換価権能に基づく手続であると解されている。それゆえ、担保権の実行としての競売を民事執行法第 3 章に規定している。これに対して、台湾では、担保権の実行は非訟事件として取り扱われる。

台湾民法873条は、「債務者または第三者が債権の担保として提供した物があって、債務者が債務を弁済しない場合に、債権者がその担保物から自己の債権の満足に充てるために、法院に担保物の競売を申し立てることができる」と定めている。これにより、台湾では、担保権者が担保権の実行を申し立てる事件は、非訟事件として取り扱われ、法院は、形式の審査を経て、それに対して許可あるいは不許可の裁定を下す。その許可の裁定は、強制執行の執行名義である。こうして、台湾法において、担保権の実行としての競売は強制競売の規定が適用され、これは中国大陸法と同じであるが、日本法とは異なっている。

なお、日本の民事執行法では、執行手続の一種として債務者の財産開示が民事執行法に規定されている。これに対して、台湾の強制執行法では、

10) 日本民事執行法の内容の変化について、三谷忠之『民事執行法講義（第2版）』（成文堂、2011年）3～4頁参照。

類似する債務者の財産報告制度を有し（台強執20条），責任財産の調査方法の一種として債務者の財産報告が総則に規定されている。



II. 執行手続の一般規定

1. 執行名義

台湾では，強制執行における債務名義を「執行名義」とよぶ。執行名義は，強制執行によって私法上の実現すべき給付請求権の存在と内容を明らかにし，それに基づき強制執行することを法律が認めた一定の格式を有する公の文書であり¹¹⁾，それは日本の債務名義とほぼ同義である。台湾強制執行法4条1項により，「強制執行は，執行名義によって行う」と規定されていることから，強制執行は，執行名義を基礎として実施され，執行名義は，強制執行の法定要件として存在している。

また，執行名義となる文書は，台湾強制執行法4条1項各号の列举に基づき，具体的には，① 確定した終局判決，② 仮差押え・仮処分・仮執行の裁判およびその他の民事訴訟法により強制執行をすることができる裁

11) 張・前掲注7) 33頁，楊与齡『強制執行法論（最新修正版）』（中国政法大学出版社，2002年）50頁。

判, ③ 民事訴訟法により成立した和解書または調停書, ④ 公証法の規定により強制執行をすることができる公証書, ⑤ 抵当権者または質権者が抵当物または質物の競売を申し立て, 法院が強制執行を許可する決定, ⑥ その他法律の規定により強制執行の名義とすることができる文書(例えば, 債権証明書や保証人の保証書)がある。

2. 執行管轄

台湾では, 強制執行事件に対する管轄は土地管轄に属す。強制執行は, 執行すべき目的物の所在地または執行行為をなすべき地の法院に対して申請しなければならない(台強執7条1項)。執行すべき目的物の所在地または執行行為をなすべき地が不明である場合は, 債務者の住所・公務所・事務所・営業所の所在地の法院が管轄する(台強執7条2項)。複数の法院が同一強制執行事件に対する管轄権を有する場合, 債権者はその中の一法院に対して申請することができる(台強執7条3項)。要するに, 債権者は自らにとってもっとも有利な執行管轄を選ぶことができる。これに対して, 日本では, 民事執行法に規定する裁判所の管轄は専属管轄である(日民執19条)ので, 債権者の意思で任意に執行管轄を選ぶことはできない。

3. 執行主体

(1) 執行機関

台湾では, 強制執行は, 債権者が執行名義に基づいて債務者に対する執行を執行法院に申し立てる手続であるとされている。それゆえ, 強制執行の主体には, 執行機関である執行法院および執行当事者である債権者・債務者が含まれている。執行機関の制度には, 単一の機関に執行権能を集中しないし総括させる一元的構成と, 並立する異種の諸機関に執行権能を分担させる多元的構成とがある。一元的構成を採るか多元的構成を採るかについては, どちらも一長一短があると言われるが, 立法論上, 一元的構成の

方が優れていると解されている¹²⁾。

日本では、執行機関は執行裁判所および執行官であり、二元制が採られている。ただし、近年、裁判所書記官を執行機関とする例外が認められ、また、執行裁判所における裁判官と裁判所書記官の権限分配を変更したため、大幅に書記官への権限委譲が行われている¹³⁾。

これに対し台湾では、執行機関は、地方裁判所に置かれている民事執行処であり（台強執1条）、一元制が採られている。強制執行は、民事執行処が主導し、また民事執行処に専任の法官、司法事務官、書記官および執達吏を置いて、執行事務を処理する（台強執2条）。

執行法官は、強制執行の法定要件についての調査、執行異議に対する裁定、休日または夜間の執行、配当期日の指定など若干の場合に自ら実施するほか、司法事務官に委託して実施させる。司法事務官が地方法院において置かれている。実務では、台湾の強制執行事件のほとんどを司法事務官が担当している¹⁴⁾。民事執行処における書記官は、執行法官と司法事務官の命令によって、動産あるいは不動産の差押え・動産の競売・筆録の作成などの執行事務をつかさどる。

（2）執行当事者

民事執行の手続は、判決手続と同様に、対立当事者の関与を基本構造とする手続形態で行われる。台湾法は日本法と同様に、執行を求める者を債権者と言い、その相手方を債務者と言う。

強制執行手続の当事者は、当事者能力があると考えられている。執行当事者能力については、台湾強制執行法に特に定めはないが、民事訴訟法の当事者能力に関する規定が準用される¹⁵⁾。

12) 中野貞一郎『民事執行法（増補新訂第六版）』（青林書院、2010年）48頁。

13) 福永有利『民事執行法・民事保全法（第2版）』（有斐閣、2011年）23頁、中野・前掲注12）65頁。

14) 張・前掲注7）77頁。

15) 張・前掲注7）81頁、楊・前掲注11）38頁。

台湾では、日本と同様に、具体的な執行手続において執行当事者（債権者・債務者）が執行名義によって確定される。しかし、台湾民事執行制度においては、執行文を付与する制度がないため、執行法院は執行を開始する前に、職権で債権者の執行申立書に記載する当事者が執行名義に記載する当事者と同一であるか否かを調査しなければならない。

強制執行開始後に債務者が死亡したときは、その遺産に対して強制執行を続行しなければならない（台強執5条3項）。この点は、日本法と同様である（日民執41条1項）。

また、台湾では、執行当事者適格についても、日本と同じく執行名義の執行力の主観的範囲によって定まることになる（台強執4条2項、日民執23条）。

4. 執行対象

強制執行は、物的執行と人的執行とに分けられる。物的執行とは、債務者の財産だけを執行の対象とする執行方式であるのに対し、人的執行とは、債務者の財産だけでなく、その身体や自由をも執行の目的として債権の満足を図る執行方式である¹⁶⁾。

金銭執行の場合、強制執行における対象となりうる財産を責任財産と言う。責任財産は、原則として債務者の一般財産（債権者の共同担保である財産）である。ただし、性質上は執行対象の適格を備えながら債務者の最低限度の生活を保障するため、台湾強制執行法52条および53条1項により、差押えが禁止されている動産について規定がいくつかある。それらは、① 差押えの際、債務者およびその家族の二か月間の生活に必要な物ないし金銭を酌量して残さなければならない、前項の期間について、執行法官は、債務者の家庭状況を審査して伸縮することができるが、一月より短くすること、あるいは三か月を超えることはできない（台強執52条）。

16) 三ヶ月章『民事執行法』（弘文堂、1981年）11頁、中野・前掲注12）9頁。

また、② 債権者およびその家族が必要とする衣服・寝具・食事器具および職業上または教育上に必要とする器具・物品は差し押さえることができない。さらに、③ 遺像・位牌・墓碑およびその他の祭祀・礼拝用の物品も、差し押さえることができない（台強執53条1項）。上記の台湾強制執行法における差し押禁止財産についての規定は、日本法と類似していると考えられる（日民執131条）。

台湾では、責任財産に対する調査の方法が三つある。それらは、① 債権者の調査・報告、② 執行法院の職権による調査および、③ 債務者の財産報告を命じること（日本の債務者の財産開示制度と類似する制度）である。実務では、①債権者の調査・報告の方法がもっともよく利用される¹⁷⁾。

執行法院が職権で税務署などの公的機関等に対して債務者の責任財産の状況を調査するとき、調査を受ける者はそれを拒むことができない（台強執19条2項）。この規定はフランス法の財産照会制度と似ているものと言われているが、今までのところ十分に活用されていない。強制執行の実効性を高めるためには、財産照会制度を充実させることが、これからの台湾強制執行法の課題であろう。

台湾強制執行法20条には、「執行法院は、債務者の財産をもって執行債権をすべて弁済することはできない、または債務者の渡すべき物を発見しないと判断した場合、債権者の申立てもしくは職権によって、一定期間を定め、債務者がこの期間の終了した日から一年間に遡ってその財産状況を報告することを命じることができる」と定められており、これは、台湾の債務者の財産報告制度であるが、実務では、あまり利用されていない。

なお、台湾法では、非代替的な作為・不作為義務の間接強制の方法として、債務者の拘禁が認められており、そこには人的執行の要素が残存している。また、執行妨害に対する強制措置・保障措置としての勾引（台強執

17) 張・前掲注7) 101頁。

21条), 勾留 (台強執22~26条) および居住移転の制限 (台強執22条 2 項) も認められている。

Ⅲ 強制執行の開始と進行

1. 強制執行の開始と執行障害

(1) 強制執行の開始

日本では、強制執行の開始は、すべて債権者の執行申立てに基づき、職権による執行開始はない。しかし、いったん開始された執行は、その後債権者の何らの申立てを待たず、債権者の何らの協力をも要しないで、執行機関の職権により法定の段階を踏んで進行を重ね、完結に至るのを原則とする¹⁸⁾。

台湾では、強制執行の目的が「私権」の実現である点を重視し、債権者の意思を尊重するべく、強制執行は債権者の申立てに基づいて開始される。旧法 (1996年修正以前) では、仮差押え・仮処分・仮執行の裁定に対する執行が職権により開始されるが、新法 (1996年修正以後) では、職権による強制執行の開始がすべて削除された。要するに、台湾の現行強制執行制度においては、強制執行の開始について、日本法と同じく当事者主義を採っている。強制執行の開始時点は、一般に執行機関が強制執行の実施としての最初の行為に着手した時とする¹⁹⁾。

台湾では、債権者は、強制執行を申し立てるために、一般の要件 (積極的要件) を備えなければならない。それらは、執行名義の提出、法による申立ての提出、執行費用の納入および執行の当事者能力・行為能力を有すること等である。

執行名義が引換給付 (台湾では「対代給付」という) 判決である場合、債権者が反対給付またはその提供があったことを証明したときに限り、強

18) 中野・前掲注12) 336頁。

19) 張・前掲注7) 116頁。

制執行を開始することができる（台強執4条3項）。すなわち、この場合において、債権者の給付は執行開始の要件である。これは、日本民事執行法31条1項の規定と同じである。

（2）執行障害

強制執行は、前述した手続開始のための積極的要件を備えていたとしても、特定の執行名義による執行の開始または続行を妨げる要件（消極的要件）が存在する場合は、開始されないとされており²⁰⁾、強制執行の開始の消極的要件については、執行法院が職権により調査しなければならないとされている。台湾では、執行障害とは、債務者について① 破産手続、② 破産法上の和解、③ 会社更生手続がなされていることの三つを指す²¹⁾。

2. 強制執行の延期

台湾では、執行法院が、強制執行を実施するにあたって、職権でまたは債務者あるいは債権者の申立てによって、執行を延期（猶予）することができる（台強執10条）。台湾強制執行法における執行延期は以下の二つの場合になされる²²⁾。

（1）債務者あるいは債権者が執行延期を申し立てた場合

債務者が執行延期を申し立てた場合、執行法院は債権者の同意を得たうえで執行延期を決定することができる。すなわち、債権者と債務者の両方の同意に基づいて執行延期が発生されるのである。他方、債権者が執行延期を申し立てた場合には、執行法院は、債務者がそれを同意するか否かを問わず、原則的にその延期を許さなければならないとされる。

20) 張・前掲注7) 114頁。

21) 張・前掲注7) 114～116頁参照。

22) 台湾法における強制執行の延期（猶予）については、司法院民事庁『法院弁理民事執行実務参考手冊』（内部資料、2007年6月8日）121頁参照。

ただし、債務者が執行延期制度を濫用して債務弁済を逃れることを防止するべく、前述した執行の延期は一回に3か月を超えてはならず、また2回しか延期できないとされている(台強執10条2項)。

執行延期制度について、1996年改正前には、台湾法では中国大陸法と同様に、債権者の同意を得たうえで債務者が担保を提供しなければ執行を延期することができないとされていた。しかし、1996年改正によって、執行の経済性と当事者の私的自治を考慮するうえで、債務者が担保を提供する要件が削除され、債権者の同意を得ただけで執行を延期することができるようになった。これに対し、日本法では、少額訴訟執行手続のほかは執行猶予が認められていない。しかしながら、強制執行の迅速かつ厳正な実施が執行債権の完全な満足を実現できない場合に、執行実施のあり方について執行の経済性を斟酌する台湾の執行猶予制度は、日本法に対しても一定の示唆を与えるものと考えられる。

(2) 執行法院は職権で執行延期を決定する場合

台湾では、強制執行を実施するにあたって、執行し続ければ不相当と認められる特別な事情がある場合には、執行法院は執行の期日を変更あるいは延期することができる(台強執10条3項)。これは、苛酷執行を避けるために定められた条文であると考えられる²³⁾。しかしながら、「不相当」に対する判断は難しいと言われている。

これに対して日本法では、違法執行に対する救済方法である執行異議と執行抗告が定められ、また、債務者の生活を保護するための差押禁止財産制度を有している。しかし、違法でない苛酷執行については、例えば、病に伏した病人である債務者の家屋に対する執行の場合、すぐに結婚式を行うのにその結婚の衣裳に対する差押えの場合などにおいて、いかに債務者を保護するかにつき、関連する条文がない。

23) 張・前掲注7) 123頁。

3. 強制執行の停止・取消し・終結

（1）強制執行の停止

強制執行の停止とは、法律上の事由により、執行機関が強制執行を開始・続行せず、また、開始・続行を阻止する措置を採ることを言う²⁴⁾。台湾では、債権者の権利・利益を確保するために、強制執行手続開始後は、法律に特段の規定がある場合を除いて執行は停止されない（台強執18条1項）。強制執行の停止は、当事者の申立てによる執行の延期（猶予）と異なっており、法律上の事由に基づき、執行機関の職権による停止である。

強制執行の停止の効力には下記の四つがある。① 停止事由が強制執行開始前に存在したとき、執行法院は強制執行を開始することができない。停止事由が強制執行開始後に生じたとき、執行法院は強制執行を続行することができないが、すでになされた執行処分は影響を受けないとする。② 停止事由があるとき、執行障害の事由を除き、当該事由と関わる債権者と債務者の間で効力が生じるが、その他の者に効力が生じない。③ 停止事由があるときでも、一切の執行処分を停止させるのではなく、執行の停止の趣旨を違反しない執行処分に対しては、執行法院はその処分を続けることができる。例えば、船舶に対する執行の場合である。④ 執行を停止する効力の範囲は、停止事由によって異なる²⁵⁾。

（2）強制執行の取消し

強制執行の取消しとは、執行法院は、強制執行の停止にとどまらず、すでになされた執行処分を取り消さなければならず、かつ、執行する前の状態に回復しなければならないことを言う²⁶⁾。

台湾では、以下の事由があれば、強制執行が取り消される。

24) 中野・前掲注12) 338頁。

25) 強制執行の停止の効力については、張・前掲注7) 132頁、楊・前掲注11) 152頁参照。

26) 張・前掲注7) 133頁。

① 債権者の処分権による強制執行の取消し

台湾強制執行法においては、当事者主義が採られている。債権者の執行手続における処分権を尊重すべきであるとされる。それゆえ、強制執行手続が開始されても、債権者はその強制執行を取り消すことができる。ただし、債権者がいかなる方式で取消しの申立てを提出するかについては、明文はないものの、実務では、口頭でも書面でも認められている。債権者の意思による取消しの範囲は、すべての執行手続または一部の執行手続に及ぶことができる。債権者が強制執行を取り消す場合は、取消しの範囲に相当する差押えの効力も消滅することになり、債務者の剥奪された差押物に対する処分権が回復される。執行財産に差押登記された財産があるときは、執行法院はその登記を取り消さなければならない。

② 執行法院の職権による強制執行の取消し

下記の事由があった場合、執行法院は職権で強制執行を取り消す。執行法院の職権による強制執行の取消しの事由とは、(a) 執行法院が強制執行の開始要件を欠くため強制執行が無効なることを判断したこと、(b) 執行財産が債務者の所有に属していないこと（台強執17条）、(c) 債権者の同意を得たこと（台強執16条）、(d) 動産が二回競売されても売却できないこと（台強執70条5項）、(e) 動産が競売されても買受人がいらないこと（台強執71条前段）、(f) 債務者が競売期日前に現金を提出したこと（台強執58条1項）、である。

③ 文書の提出による強制執行の取消し²⁷⁾

次に掲げる文書の提出があった場合、強制執行は取り消される。それらの文書とは、(a) 仮差押・仮処分の執行において債務者が担保を立てたことを証する文書、(b) 債務者が原状回復または再審の訴えを申し立て元の確定判決が取り消されまたは変更された裁判の正本、(c) 執行名義に係る和解・認諾・調停の効力がないことを宣言する確定判決の正本、(d) 仮執

27) 文書の提出による強制執行の取消しについては、張・前掲注7) 136頁参照。

行宣言を取り消す旨または仮執行を許さない旨を記載する裁判の正本、(e) 抵当物または質物の競売を許す裁定が抗告で取り消された旨を記載する裁判の正本、(f) 仮差押・仮処分の裁定を取り消す旨を記載する裁判の正本、(g) 債務者または第三者が異議の訴えを提起して勝訴したとき、その裁判の正本、(h) 執行異議が成立する裁定が宣言されまたは送達された文書のことである。

（3）強制執行の終結

台湾では、特定の執行名義に基づく全体としての強制執行は、債権者が請求および執行費用につき完全な満足を得た時に終結するのが原則であるが、下記の二つの場合のいずれかがあっても、強制執行の終結に至るとされている。① 債権者の申立てにより強制執行が取り下げられた場合、② 債務者に執行に供する財産がないときまたは債務者の財産ですべての債権を弁済することができない場合、すなわち執行債権の満足が実際に絶対的に不可能である場合、である。

上述した②の場合において、執行法院が債権者の同意を得て債務者に書面を書かせ、資力ある日に弁済する旨を明記する債権証明書を債権者に発行することができる（台強執27条）。台湾ではこの債権証明書を発行することが強制執行の終結とみなされ、また債権証明書が執行名義の一つとなっている。

（4）小 括

台湾では、強制執行が債権者の申立てにより開始され、すなわち、当事者の申立てがなければ強制執行の開始はないとされている。執行の内容・対象・方法は、執行申立てによって特定される。私権保護の一環としての強制執行手続にも当事者処分権主義が妥当すると認められ、いったん開始された執行も、手続の終了に至るまで、債権者の申立ての取り下げによって消滅させうるとされている。執行名義に記載する請求権および執行費用

がすべて満足されるときに、全体としての強制執行を終結とするのが原則であるが、債務者に更生するチャンスを与える債権証明書にて執行の終結に至る場合もある。

日本では、執行は執行機関の行為であるから、執行の停止・取消しは執行機関の行動として現れる²⁸⁾。これに対して、台湾法は当事者の処分権主義を執行手続においても貫く点で、日本法よりも当事者の私権保護の観点をさらに徹底していると言える。

4. 執行救済

執行機関の執行処分に瑕疵がある場合や、執行機関がなすべき執行処分をしない場合などは、当事者その他の利害関係人は国に対してその是正を求めることができる。執行処分の瑕疵は、不当執行と違法執行とに区別される²⁹⁾。不当執行とは、執行法上は適法であるが、実体法上は違法である執行のことを言う。これに対して、違法執行とは、民事執行において、執行機関の執行行為が執行に関する手続に違背している執行を言う³⁰⁾。

不当執行に対する救済は、執行機関と権利判定機関の分離という建前から、基本的には日本と同様に、台湾でも執行手続とは別個の訴訟手続によるのが原則である。具体的には、① 執行名義による執行債権の不存在・消滅については、債務者異議の訴えがあり（台強執14条）、また、② 第三者の財産に対する執行については、第三者異議の訴えがあり（台強執15条）、③ 執行名義に条件・期限を付しまたは債権者が担保を立てるときは、条件成就・期限到来または担保を立てた後に、債権者が執行法院に執行を申し立てたが却下された場合に限り、債権者が執行許可の訴えを提起することができる（台強執14条の1の2項）。

28) 中野・前掲注12) 343頁、福永・前掲注13)・103頁。

29) 松本博之『民事執行保全法』（弘文堂、2011年）340頁、上原敏夫ほか『民事執行・保全法』（有斐閣、2011年）33頁。

30) 不当執行と違法執行に対する定義について、福永・前掲注13) 30頁。

他方、台湾では、違法執行に対する救済は、当事者または利害関係人は、執行機関の執行処分に対して、申請または異議の申述をすることによってそれを是正することができる。そして、違法執行によって損害を受けたときは、国に対して賠償請求することができる。

（1）申請または異議申述（台湾では、「声請または異議声明」という）

台湾では、申請または異議申述は、違法執行に対する救済方法である。申請とは、執行機関がやるべき執行処分を怠っているとき、執行機関の作為または不作為を申請することを言い、異議申述とは、執行機関が行った違法執行に対して、異議を申述することを言う。申請は、当事者または利害関係人の違法執行に対する積極的救済方法であり、異議申述は当事者または利害関係人の消極的な救済方法である³¹⁾。

台湾強制執行法12条1項には、「当事者または利害関係人は、強制執行の命令に対して、または執行法官・書記官・執達吏の強制執行の方法、強制執行の時に遵守すべき手続もしくはその他の利益を侵害する事情に対して、強制執行手続終結前において申請または異議の申述をすることができる」と定められている。これにより、台湾では執行手続において、当事者または利害関係人は、以下の四つの場合、申請または異議申述を申し立てることができる。すなわち、①当事者または利害関係人が、執行手続において、執行法院が下した命令が違法であると認める場合、②執行法官・書記官・執達吏の強制執行の方法・手段が違法であると認める場合、③執行機関は遵守すべき強制執行手続を遵守しないと認める場合、④当事者または利害関係人の利益を侵害したその他の執行行為があると認める場合、である。

要するに、強制執行にあたって執行機関は、職権で調査すべき法定要件を調査しない、もしくは遵守すべき手続を遵守しない場合など、その執行手続においては執行瑕疵があるときは、当事者または利害関係人はそれに

31) 張・前掲注7) 147頁、楊・前掲注11) 171～172頁。

対して申請または異議を申述することができる。ただし、強制執行はこれによって停止しない（台強執12条1項但書）。

申請または異議の申述をする時期は、執行手続の開始後から終了に至るまでとするのが原則である。執行手続を終了する時点は、申請または異議申述の内容によって異なっている³²⁾。

執行法院は、申請または異議申述に対して、迅速に裁定を下さなければならない（台強執12条2項）。当事者または利害関係人は、前述した裁定に対して異議のあるときは、執行法院に抗告をすることができるが、抗告しても執行を停止する効力は生じない。しかし、執行法院は前述した取消しあるいは更正の裁定が確定する前に、必要な場合または申請によって相当かつ確実な担保を立てる場合、当該取消しあるいは更正の裁定に対する執行を停止させる裁定を下すことができる（台強執13条2項）。執行法院は、申請・異議申述または抗告に対して、理由があると認めるときは、元処分ないし手続の取消しあるいは更正をしなければならない（台強執13条1項）。

(2) 債務者異議の訴え

債務者異議の訴えとは、債務者が特定の執行名義につき、それに表示された請求権の存在・内容についての異議を主張して、執行不許の判決による執行力の排除を求める訴えである³³⁾。強制執行は、債務名義を基本とし、その記載に準拠して実施され、債務名義は、一般に高度な蓋然性をもって執行債権の存在・内容を表示するが、表示どおりの請求権が実体法上存在せず、または、債務名義成立当時には存在したがその後消滅または内容・態様に変更を生ずる場合がある。このため台湾では、債務者は執行名義に表示された請求権の存在または内容についての異議を主張し、その執行名義の執行力の排除を求める独立の訴えとして、債務者異議の訴え

32) 司法院・前掲注22) 130頁。

33) 張・前掲注7) 160頁。

が認められる（台民訴455・529・533条）。台湾法における債務者異議の訴えは日本法における請求異議の訴え（日民執35条）と同じであると考えられている。

台湾では、債務者異議の訴えの法的性質をめぐっては、請求権と執行名義との基本関係の理論的把握とも関連して、形成訴訟説・確認訴訟説・給付訴訟説・救済訴訟説・命令訴訟説という諸説が対立している³⁴⁾。通説は、形成訴訟説である³⁵⁾。これに対し、日本では従来、台湾のように学説の対立が著しかったが、現在では、おおむね形成訴訟説・確定訴訟説・特殊訴訟説の三つに区別される³⁶⁾。

債務者異議の訴えは執行名義の執行力の排除を目的とするので、執行力を有する執行名義ないし執行債権の存在を前提とするが、執行名義ないし執行債権の種類は問わない。しかし、次に掲げる二つの執行名義については、例外として、債務者異議の訴えを提起することができない。

① 仮執行宣言付判決。原則として、日本法と同じ、その確定後でなければ請求異議の訴えは許されず、仮執行宣言付判決に対し、不服申立する場合、それにつき上訴または抗告をすることができる。しかし、実務では、仮執行宣言付判決につき債務者異議の訴えを提起することを認める場合がある³⁷⁾。

② 仮差押え・仮処分の裁定。それらの性質は保全するための執行であるので、執行名義による請求権を確定する効力を生じることができない。それゆえ、債務者は、その請求権に対する異議がある場合、一定の期間内に訴えを提起するのみできる（台民訴529条1項・533条）。

債務者異議の訴えは、執行法院が管轄する。ここでの執行法院は、執行機関としての執行処ではなく、執行名義が成立した第一審の法院を指

34) 張・前掲注7) 161～162頁、楊・前掲注11) 186～188頁参照。

35) 陳世榮『強制執行法解釈』（國泰印書館、1988年）146頁。

36) 中野・前掲注12) 234～237頁、福永・前掲注13) 81～82頁、松本・前掲注29) 365頁参照。

37) 台湾最高法院86年台上字2186号判決。

す³⁸⁾。これに対して、日本では、請求異議の管轄は、債務名義の種類に応じて定められており（日民執35条3項、33条2項）、専属管轄である³⁹⁾。

債務者異議の訴えは強制執行手続を開始する前に提起することができるが、執行手続を終了した後に提起することはできない。執行終了後の救済としては、不当利得または損害賠償を請求することができる⁴⁰⁾。

(3) 債権者異議の訴え（執行許可の訴え）

執行名義による債権者の権利継受者である者は、強制執行を申し立て、執行法院にそれが却下された場合、却下の裁定が送達された日から10日以内に、執行法院に債務者に対する執行許可の訴えを提起することができる（台強執14条の1の2項）。

これにより、執行許可の訴えを提起するには、次に掲げる三つの要件を備えなければならない。第一に、債権者（本訴原告）は、自己が執行当事者以外の執行力が及ぶ第三者であることを主張する、または、債務者（本訴被告）が執行当事者以外の執行力が及ぶ第三者であることを主張することである。債権者は、上述した事項を主張する場合、相当な証拠を提出しなければならない。第二に、執行法院が債権者の強制執行の申立てを却下したことである。第三に、裁定が送達された10日以内に訴えを提起することである。

執行許可の訴えの性質については、台湾法では、給付訴訟説・確認訴訟説・形成訴訟説が対立しているとされる⁴¹⁾。

38) 張・前掲注7) 172頁。

39) 中野・前掲注12) 259頁、福永・前掲注13) 83頁。

40) 張・前掲注7) 174頁。

41) 張・前掲注7) 179頁。

（4）第三者異議の訴え

強制執行の実施に際して、執行機関は、差し押さえようとする対象が債務者の責任財産に属するかどうかを調査しなければならないが、台湾法は日本法と同様に、責任財産に対する調査について形式主義的な建前を採っている⁴²⁾。すなわち、執行事件の迅速な処理のためにする手続要件の形式化である。しかし、外観が存するにも拘らず特定の財産が債務者の責任財産に属しない場合があり、また、責任財産には属してもその財産に対する強制執行によって第三者が権利を害され、その他受忍すべき理由のない不利益を被る場合もある。これに対する是正手段が第三者異議の訴えである。

第三者異議の訴えの性質については、台湾では、形成訴訟説・確認訴訟説・給付訴訟説・救済訴訟説・命令訴訟説が対立するが、現在では、形成訴訟説が通説とされている⁴³⁾。

第三者異議の訴えは、強制執行の実施によって第三者の財産的利益を害するおそれがある限り、執行債権や対象財産の種類を問わず、すべての財産に適用することができる⁴⁴⁾。

第三者が執行目的物について強制執行を排除するに足りる権利を有している場合は、強制執行手続終了前において、執行法院に債権者に対する異議の訴えを提起することができる（台強執15条）。「強制執行を排除するに足りる権利」とはいかなる権利を指すかについて明文がないが、台湾最高法院の判旨によると、執行目的物に対する所有権・典権⁴⁵⁾・留置権・質権を指すと解されている⁴⁶⁾。また、執行目的物を占有する第三者が第三者異議の訴えを提起することができるかどうかについては、肯定説と否定

42) 中野・前掲注12) 295頁、張・前掲注7) 182頁。

43) 陳・前掲注35) 159頁、張・前掲注7) 184頁。

44) 張・前掲注7) 184頁、楊・前掲注11) 202頁。

45) 中国独特の物権で、一種の用益物権。韓国の伝貫権に類似する。

46) 最高法院44年台上字第721号判例と最高法院68年台上字第319号判例。

説が対立する。肯定説では、占有者が法律の保護を受けるのでその占有が奪われるときは、占有の利益を守るために第三者異議の訴えを提起することが認められるとし⁴⁷⁾、否定説では、占有とは物に対する事実上の支配という状態だけであるので、強制執行を排除するに足りないと考えられる⁴⁸⁾。台湾では、学説上、肯定説は学者の通説とされている⁴⁹⁾。

IV. 金銭債権の執行

1. 台湾における金銭執行の概観

強制執行手続は、実現すべき請求権が金銭債権であるかその他の請求権であるかによって、金銭債権と非金銭債権とに分かれている。

台湾では、金銭債権の執行は、差押え・換価・配当という3段階からなる共通の手続構造を有するが、執行財産の種類によって、動産執行・不動産執行・船舶および航空機の執行・債権その他の財産権に対する執行に分類される。非金銭債権の執行は、実現すべき請求権の内容によって手続が異なり、具体的には物の引渡し、作為・不作為という二種類がある。

不動産に対する強制執行は、強制競売による方法と強制管理による方法があり、併用も可能である(台強執75条2項)。強制競売は、不動産を売却した代金を債権者の満足に充てる執行方法であり、一方、強制管理は不動産の収益を債権者の満足に充てる執行方法である。

台湾強制執行法第2章第3節における不動産執行の対象たる執行法上の不動産は、民法上の不動産より範囲が広い。台湾民法66条1項によれば、不動産とは「土地およびその定着物」である。これに基づけば、例えば、鉱業権と漁業権は民法上の不動産に属さないが、民法の不動産物権に関する規定に準用し、不動産執行の手続に従って執行されるので、不動産執行

47) 三ヶ月・前掲注16) 142頁参照。

48) 最高法院44年台上字第721号判例。

49) 実務では否定説が採られている。陳・前掲注35) 164頁。

手続における不動産とみなされる⁵⁰⁾。

台湾では、船舶は民法上での動産であるが、登記制度があり、したがって、差押登記もできるので、船舶に対する強制執行には不動産に対する強制執行に関する規定が準用される（台強執114条）。しかし、船舶に対する強制管理が認められるか否かについては、明文がないが、学説上は肯定説と否定説が対立している。肯定説は、現行強制執行法には明文で船舶に対する強制管理を禁止する規定がないので、強制管理が認められるべきであると主張するものである⁵¹⁾。一方、否定説は、船舶を運行して収益をあげることは安易にできることではないので、船舶に対する強制管理が認められないと主張するものである⁵²⁾。これに対して日本法の場合は、船舶に対する強制執行は強制競売の方法により行う（日民執112条）。すなわち、船舶に対する強制管理を認めていない。なお、台湾では、航空機に対する強制執行は、船舶に対する強制執行が準用される（台強執114条の4）。

台湾強制執行法は、日本法と異なって、動産執行を不動産執行の前に置いて規定し、また、法第2章第3節「不動産の執行」にある規定以外は、動産執行の規定を準用すると定めている（台強執113条）。それゆえ、本稿では、法の定める順序を尊重して、まず動産執行について述べておく。

2. 動産執行

台湾では、動産に対する強制執行は、執行法官が書記官に命じて執達吏を指揮して行う執行行為の一つである（台強執46条前段）。その執行対象たる執行法上の動産は、必ずしも実体法上の動産の概念と一致するとは言えず、例えば、土地から分離する前の天然果実で一か月以内に収穫することが確実であるものは、民法による不動産の一部であっても不動産執行の

50) 張・前掲注7) 303頁。

51) 楊・前掲注11) 623頁。

52) 陳・前掲注35) 350頁。

対象となるのではなく、執行法上の動産とみなされ、動産執行の対象となる(台強執53条1項5号)。また、株券・手形・小切手等の有価証券が動産執行の対象であるか否かについては、台湾法において、明文はないが、実務では、日本法の規定(日民執122条)と同様に、裏書の禁止されていない有価証券は執行法上の動産とされている⁵³⁾。

台強執45条には「動産の強制執行は、差押え、競売または売却の方法をもって行う」と規定されている。差押えは、債務者の動産に対する処分権を剥奪し、強制執行の財産を確保する執行方法である。台湾法には、動産に対する換価方法が二つあり、それらは競売と換金である。

(1) 差押え

① 差押えの手続

動産執行は、執行法院が目的物を差し押えるという事実行為によって開始される⁵⁴⁾。差押動産は、債務者の責任財産に限られるのであるが、一般的に、第三者の財産を差し押さえることができないとされる。しかし、提出を拒まない第三者の占有する動産に対しては差し押さえることができる⁵⁵⁾。

台湾では、動産の差押えは、執行法官が書記官に命じて執達吏を指揮して行うのであるが、差押えに際して、書記官と執達吏が現場に同時出頭しなければならない(台強執46条前段)⁵⁶⁾。いずれかの出頭がないとき、当事者または利害関係人が違法執行を理由として異議申述を提出することができる(台強執12条)⁵⁷⁾。なお、動産の差押えは、執行人員がその動産を占有して行う。差押物は、執行法院が自ら保管するのが建前であるが、執行法官が相当であると認めるときは、債務者や債権者ないし第三者に差押物を保管させることができる。これらの場合においては、執行人員が差押

53) 張・前掲注7) 42頁、楊・前掲注11) 370頁。

54) 張・前掲注7) 246頁。

55) 張・前掲注7) 248頁。

56) 張・前掲注7) 248頁。

57) 張・前掲注7) 249頁。

標示で封印する方法、または焼印あるいは封蝋をする方法、そしてその他の方法によって差押えを表示することができる（台強執47条）。

② 差押えの制限

(a) 差押時間の制限

債務者の権利・利益を十分に保護するべく、台湾法では、差押行為を実施する時間が詳しく定められている。日曜日またはその他の休日および日の出前日没後においては、差押行為を実施することができないが、急迫の事情があって執行法官の許可を得た場合は、この限りでない（台強執55条1項）。「急迫の事情」とは、即時に差押えをしなければ差押えが不能となるまたは難しくなるおそれがあることを指す⁵⁸⁾。「急迫の事情」に属するか否かについては、執行法官が状況に基づいて判断する。

(b) 超過差押えの禁止

執行法院が債務者の動産を差し押さえるときは、差押債権者の債権および執行費用の弁済に必要な限度を超えて差し押さえてはならない（台強執50条）。台湾強制執行法は、配当の平等主義を採っているとともに、超過差押えの禁止を規定している。そのため、上記の両制度はお互いに矛盾していると言われている⁵⁹⁾。

(c) 無益差押えの禁止およびその取消し

差し押さえるべき動産の売得金で手続費用を弁済して剰余を生ずる見込みがないときは、差し押さえてはならない（台強執50条の1の1項）。差押後、その差押物の売得金で差押債権者の債権に優先する債権および執行費用を弁済して剰余を生ずる見込みがないときは、執行法院は差押えを取り消さなければならない（同条2項）。しかし、「剰余を生ずる見込みがない」とは、執行法院あるいは専門家の判断のみであるため、債権者はそれに対し異議があるときは、執行費用を自ら負担する場合には、執行法院は差押えを続行することができる（同条3項）。

58) 楊・前掲注11) 328頁、張・前掲注7) 254頁。

59) 陳・前掲注35) 330頁、張・前掲注7) 256頁。

(d) 差押禁止財産

台湾では、① 差押えの際、債務者およびその家族の二か月間の生活に必要な物ないし金銭を酌量して残さなければならない(台強執52条)。そして、② 債権者およびその家族が必要とする衣服・寝具・食事器具および職業上または教育上に必要とする器具・物品は差し押さえることができない。さらに、③ 遺像・位牌・墓碑およびその他の祭祀・礼拝用の物品も、差し押さえることができない(台強執53条1項)。土地から分離する前の天然果実で一か月以内に収穫することが確実でないものも差し押さえることができない(台強執53条1項5号)。発表されていない発明または著作も差し押さえることができない(台湾特許法21条・著作権法3条1項)。

前述した財産に対しては原則、執行法院による差押えが禁止される。しかしながら、実務においては、債務者および債権者の事情に基づいて厳格に差押禁止を強行することは、公平・正義の理念を違反するおそれがある。例えば、債権者が生活困難の状況に陥るが、一方では債務者が金の祭祀用の仏像を持っている場合などである。それゆえ、1996年の法改正により、執行法院は、債権者および債務者の事情を斟酌し、差押禁止の規定の適用が著しく公平を失う場合があると認めるとき、その差押禁止財産も差し押さえることができるとされた(台強執53条2項)。これは、差押禁止財産の範囲が減縮されることを通じて、当事者間の公平・正義を保障するための規定であると言われる⁶⁰⁾。

(2) 換 価

動産執行による差押えの目的は差押物(差押金銭を除く)を現金化することであると考えられている。台湾では、動産執行の換価の方法には、競売および換金がある。日本と異なり、入札が動産執行の換価の方法として

60) 張・前掲注7) 261頁、楊・前掲注11) 325頁。

認められていない。換価するにあたっては、競売によるのが原則であるが、法律に規定されている特別な事情がある場合のみ、換金が認められる。

台湾では、強制競売の性質について争いがあり、私法説・公法説および折衷説が対立している。学説上は折衷説が主張されている⁶¹⁾が、実務では私法説が採られている⁶²⁾。

① 競売の準備

執行法院は、貴重な動産を差し押さえたときは、評価人を選任し、その動産の評価をさせなければならない（台強執62条）。差し押さえた後に、執行法官は、速やかに競売期日を定めなければならない。差押日から競売日まで、少なくとも7日の期間を置かなければならない。ただし、債権者および債務者の同意を得たときまたは差押物の性質によって速やかに競売すべきときは、この限りでない（台強執57条）。

動産の競売は、執行法官が書記官に執達員を指揮して執行法院所在地または動産所在地において行うことを命ずる。ただし、執行処は、適当と認めるときは、競売業者に競売を委託することができる。

動産の競売は、執行法院が期日に先んじて公告しなければならない。動産競売の公告は、台湾強制執行法64条1項に基づき、次の事項を明記しなければならない。(a) 競売物の種類・数量・品質およびその他記載すべき事項、(b) 競売の原因・日時および場所、(c) 差押物および差押調書を閲覧する場所および日時、(d) 競売代金の交付期限の定めがあるときは、その期限、である。

差押公告は、執行法院および競売場所に掲示しなければならない。必要と認めるときまたは債権者もしくは債務者の申請があるときは、併せて公報あるいは新聞紙に登載することができる。当地においてその他の習慣があるときは、併せてその習慣上の方法によって公告することもできる（台

61) 張・前掲注7) 273頁、楊・前掲注11) 345頁。

62) 台湾最高法院49年台抗字第83号判例。

強執65条)。

執行処は、債権者および債務者に対して競売期日に出頭することを通知しなければならない。通知の方法がないときまたは期日に出頭しないとき、競売はそれによって停止することはない(台強執63条)。

執行処は、債権者もしくは債権者の申請によって、または必要があると認めるときは、職権によって競売前において最低価格を予定し、かつ保証金額を酌量して定めなければならない(台強執70条1項)。

② 競売の実施

競売は、公告の5日後に行われなければならない。ただし、物の性質によって迅速に競売すべきときは、この限りでない(台強執66条1項)。台湾では、動産の競売は、口頭での公開の競り売りのことであり、競り売り期日に買受の申出の額を競り上げさせる方法によって行う。

買受人の資格としては、1996年の改正において、債務者は買受けの申出をすることができないと明文で定められている(台強執70条6項)。なお、競売が公正に行われるべく、執行人員は買受けの申出をすることも認められないとされる⁶³⁾。

買受けの申出をした者は、より高額の買受けの申出があるまで申出に拘束される。執行人員は、買受けの申出の額のうち最高のものを三回呼び上げた後、その申出をした者を買受人として、競売を終了するとされる⁶⁴⁾。

執行法院は、債権者もしくは債務者の申請によって、または必要があると認めるときは、職権によって競売前において最低価格を予定し、かつ保証金額を酌量して定めなければならない(台強執70条1項)。

競買人申出の最高価格が最低価格より低いか、または、最低価格の定めをしていない場合であっても債権者または債務者が競買人の申し出た最高価が不足であると認めて反対の表示をしたときは、競売執行人は、競売決

63) 張・前掲注7) 280頁, 楊・前掲注11) 346頁。

64) 張・前掲注7) 280頁, 楊・前掲注11) 356頁。

定をしてはならず，執行法院が期日を定めて再競売をしなければならない（台強執70条4項）。再競売が行われる場合は，競売物が申出最高価格の競買人に競買によって帰属させなければならない。しかし，その最高価格が最低価格の50％に足りないときまたは最低価格の定めがなくその最高価格が明らかに相当でないときは，執行法院は，差押えを取り消して競売物を債務者に返還しなければならない（台強執70条5項）。

強制競売は，売却代金をもって強制執行の債権者および債務者が負担すべき費用を弁済するに足りるときは，直ちに停止されなければならない（台強執72条）。これは，過剰競売を禁止する制度であると考えられる。

1996年法改正前においては，競売物の交付は，代金の交付と同時に Rowe れると定められていたが，実際には，代金と動産を同時に交付するのは難しいため，現行法では，日本法と同様に，買受人が代金を支払ったときは，執行人員は売却した動産を買受人に交付しなければならないとされている（台強執70条，日本民事執行規則126条）。

③ 換 金

台湾では，動産の強制換価の方法には，競売のほか，換金も認められている。競売による換価に対し，換金は，時間の制限がなく，事前公告も行わなくてよく，公開競買も要しない例外とされる簡易な換価方法である。

差押物は競売によって売却されなければならないが，下記の差押財産については，執行法院が競売手続を経ず換金によって換価を行うことができる。債務者および債権者が換金によって換価する合意をした財産・金銀製品・季節性ある商品・保管が困難である物品および保管のコストが高い財産などである。

換金物の買受けをする者がいないときは，競売関連の規定が準用される（台強執60条2項），執行法院は，値段を定めて債権者に引き受けさせなければならない。債権者がそれを引き受けないときは，執行法院が差押えを取り消して換金物を債務者に返還しなければならない（台強執71条）。

3. 不動産執行

(1) 台湾強制執行法における不動産執行と動産執行との異同

不動産は債務者の有するもっとも重要な財産であり、また、さまざまな債権者がこの不動産に対していろいろな権利を持っているのが常態である。したがって、不動産に対する強制執行は、執行手続の中でもっとも複雑な手続であると考えられる。しかしながら、台湾強制執行法は、日本法と異なり、動産執行に関する規定が不動産執行の規定の前に置かれ、また、同法第2章第3節「不動産の執行」にある規定以外は、動産執行の規定が準用されている。動産執行については、すでに前述したため、ここでは、台湾法における不動産執行について動産執行との異同の観点から、表にまとめておく。(2)で具体的な説明もしておく。

台湾強制執行法における不動産執行と動産執行の異同

	不動産執行	動産執行
執行機関	執行法院	執行法院
売却方法	競売, 期日入札, 特別換金	競売, 換金
差押えの公示方法	掲示, 登記の閉鎖, 権利証書の提出要求, 差押登記	封印, 焼印, 封蝋, 執行人員による占有・保管
二重差押えの可否	否	否
超過差押えの可否	可	否
現況調査	すべての場合	必要と認める場合
価格の評価	すべての場合	貴重な動産のみ
最低価格の確定	すべての場合	債権者または債務者の申立てにより, 執行法院が必要と認める場合に限る
売却期日の指定	公告から競売に至るまでが14日を超えなければならない	公告から競売に至るまでが7日を超えなければならない
超過競売の制限	ある	ある

買受けの申出がなかった場合の措置	最低売却価格額の変更（減価売却）（二回に限る）、債権者の買受け、特別換金	再競売、債権者の買受け
強制管理の可否	可	否

（2）台湾法における不動産執行と動産執行に関する比較

① 差 押 え

台湾では、不動産の差押えは、執行法官が書記官に命じ執達吏を指揮して行う（台強執76条）。執行機関の一元制が採られているため、不動産の執行機関は動産の執行機関と同様に執行処である。これに対して、日本では執行機関の二元制が採られており、動産の執行機関は執行官であり、不動産の執行機関は執行法院である。

台湾強制執行法76条により、不動産の差押えは、揭示・登記の閉鎖・または権利証書の提出要求の方法によって行われ、上記の方法は併用することができる。登記された不動産を差し押さえるときには、執行法院はその差押登記を登記機関に嘱託しなければならない（台強執76条3項）。登記された不動産に対する差押えの効力発生時期については、揭示行為と差押登記とはいずれかが先に行われたかによって異なっており、揭示行為が先に行われた場合には、揭示された時点において差押えの効力が生ずるとされ、逆の場合も同様である⁶⁵⁾。

なお、台湾では、すでに強制競売が開始されている不動産につき、債権者がさらに手続開始を申し立て、執行法院がこれに対して二重に手続開始決定を行うことは、日本法と異なり認められていない。その代わりに、債権者が配当参加手続に基づいて配当要求を提起することができる（後述）。要するに、台湾では、中国大陸と同様に、動産執行および不動産執行のいずれに対しても二重差押えが禁止されているのである。

65) 張・前掲注7) 309頁。

② 換 価

台湾では、不動産執行による換価方法には、競売・期日入札・特別換金がある。不動産の強制競売は、差押不動産を売却し、その代金を執行債権の満足にあてる金銭執行の一方法である。不動産の重要性にかんがみ、同一の執行法院が差押えから換価を経て満足に至るまでを一貫して取り扱う点に特色がある。

換価の段階において不動産の強制競売の手続を概観すると、執行法院は、執行人員に不動産の現状調査をさせ（台強執77条の1）、評価人に評価をさせた上（台強執80条前段）、自ら最低売却価格額を決定する（台強執80条後段）など売却のための準備をしなければならない。その上で執行法院は、競売または入札ないし特別換金の方法で売却を実施し、買受人を決め、売却決定期日を開いて、売却不許可の事由がないときに、売却許可決定によって買受人が代金を支払うことにより換価が終了する。

台湾法における「最低売却価額」は、日本法における「売却基準価額」とは、異なる制度である。日本では、民事執行法は、かねて、旧民事訴訟法制定当初からの「最低売却価額」の制度を維持し、最低売却価額に達しない買受申出に対しては売却を許可しないものとするものとともに、剰余を生ずる見込みの判断についても最低売却価額を基準としてきた⁶⁶⁾。これは現行台湾法の規定と同じである。ただし、日本法は、平成16（2004）年法改正によって、売却促進および自由・柔軟な価格形成を求めべく、民事執行制度の下における最低売却価格額を改めて売却基準価額とし、その80%価額を買受可能価額とした。

競売または期日入札によって適法な買受申出がない場合においては、① 最低売却価額の変更（減価競売）、② 債権者の買受け、③ 特別換価の選択という三つの措置が備えられている。二回の減価競売を経ても買受けの申出がなく、かつ買受人がその不動産を買い受けないときは、執行法院が

66) 中野・前掲注12) 444頁。

二回目の減価競売期日の終了する日から10日以内にそれまでの最低価額をもって不動産を売却すると公告しなければならず、3か月以内に、買受けの申出をしようとする者がある場合、執行法院が債権者および債務者の意見を参照した上で、売却か否かの決定を下す。これは台湾法における「特別換金」という制度である。

4. 債権およびその他の財産権に対する強制執行

債権およびその他の財産権に対する強制執行とは、債権やその他の財産権を債権者の満足のための原資とする金銭執行のことをいう⁶⁷⁾。「権利執行」とも呼ばれる。台湾強制執行法に定められている権利執行には、①債務者の第三者に対する金銭債権の強制執行、②動産・船舶等の引渡請求権に対する強制執行および、③上述した二つの権利執行以外の知的財産等の財産に対する強制執行がある⁶⁸⁾。

台湾では、債権およびその他の財産権に対する強制執行についての定めは、日本法とあまり相違がないので、本稿では、金銭債権に対する債権執行について簡潔に説明するにとどめたい（動産の引渡請求権に対する債権執行および各種財産権の執行については省略する）。

債務者の第三者に対する金銭債権の強制執行とは、執行債務者の有する第三者に対する金銭債権の財産的価値を利用して、執行債権者の有する債務者に対する金銭債権の満足にあてる強制執行をいう。債権等は、財産価値があるとしても、無形が存在であり、登記や占有という方法によって権利変動の対抗要件とするわけにはいかない。したがって、債権等の無形財産の価値を強制的に実現し債権者の満足にあてる場合は、動産・不動産を執行対象とする場合とは異なり、独自の手続が必要となる。

台湾では、債権執行は、執行法院が執行機関となり、その観念的処分で

67) 中野・前掲注12) 642頁、中西正ほか『民事執行・民事保全法』（有斐閣、2010年）200頁。

68) 張・前掲注7) 423頁。

ある差押命令により開始される。そして、債権が有している金銭価値の現実化については、台湾では日本と同様に、一般の取引上、債権の取立てと債権譲渡の二つの方法による。被差押金銭債権の執行換価の手段も、基本的にこれらに照応する。台湾強制執行法は、差押債権者による被差押債権の取立てを原則としつつ、券面額のある金銭債権を代物弁済的に差押債権者に移転する転付命令を認め、さらに換金的手段として譲渡命令・売却命令等を認めている。

台湾では、動産・不動産執行の場合は、二重差押えが明文で禁止されているが、これに対し金銭債権執行の場合は、日本法と同様に、二重差押えを禁止する明文がなく、実務では、金銭債権の二重差押えが認められている⁶⁹⁾。

5. 配当参加

(1) 意義と適用要件

台湾では、配当参加とは、債権者が金銭債権の執行名義に基づいて債務者の財産に対する強制執行を申し立てた後、その他の債権者はその強制執行による所得金額から平等に弁済を受けることを執行法院に求める制度である⁷⁰⁾。

配当参加の適用要件は、以下の四つがある。① 複数の債権者が同一の債務者の財産に対し配当要求をすること、② 配当債権はすべて金銭債権であること、③ 参加される執行手続は終局執行しかできない上、保全執行手続には執行対象を換価する段階がなく配当しえないこと、④ 債権者の債権は弁償期限が到来した債権であること、である。

(2) 配当の原則

配当の原則は、配当において各債権者の債権額に応じて按分比例した平

69) 陳・前掲注35) 399頁。

70) 張・前掲注7) 491頁。

等の取扱いとするか、または、差押えの時間的順序で順次優先的に取り扱うものとするかについて、平等主義・優先主義・群団優先主義などの立法例があり、国によって取扱いは異なっている⁷¹⁾。

平等主義とは、執行対象財産に対して先に強制執行をした債権者も、後に強制執行に加わってきた債権者と平等に扱われ、それぞれの債権額に応じた按分配当がなされることをいい、フランス・日本・中国大陸・台湾などで採用されている。一方、優先主義とは、先に強制執行を開始した債権者に先順位の優先権を与え、後れて強制執行に加わる債権者は残余財産から弁済を受けることができるのみであるとするをいい、ドイツ・アメリカ・イギリスなどで広く採用されている⁷²⁾。

平等主義は、フランス法の制度であると言われているが、それは「理念としての平等主義」であって、実際には、フランスにおいても、優先主義を基調とした制度が採られている。日本では、明治民事訴訟法強制執行執行編においては、平等主義が採られ、しかも、債務名義を有しない債権者にも配当加入が認められていた。このような平等主義が「極端な平等主義」と言われている⁷³⁾。つまり、平等主義には「理念としての平等主義」と「極端な平等主義」があると考えられる。

日本の現行民事執行法は、平等主義を採っているものの、強制執行の売却代金から配当等を受ける債権者の資格および配当参加の終期を厳格に制限することを通じて、優先主義にかなり接近しているので、実際にはいわゆる「理念としての平等主義」を採っていると言われている⁷⁴⁾。

これに対して台湾では、1975年の法改正前には、執行名義の有無を問わず、「執行手続が終了する前」までに配当参加をすることができるとされ、

71) 中野・前掲注12) 39頁、43頁注(8)に詳しい説明がある。生熊長幸『わかりやすい民事執行法・民事保全法（第2版）』（成文堂、2012年）84頁。

72) 園尾隆司「近現代法制史からみた優先主義と平等主義（上）」判例タイムズ1338号（2011年）5～6頁。

73) 平等主義についての分類は、園尾・前掲6頁参照。

74) 園尾・前掲注72) 6頁。

いわゆる「極端な平等主義」が採られていたが、1975年の法改正によって配当参加の終期は「競売あるいは換価される日」までに変更され、しかも執行名義がなければ配当に参加できないこととなった。また、1996年の法改正によって配当参加の終期はさらに「競売あるいは換価される日の前の一日」に変更された。要するに、台湾の現行強制執行法は、日本法と同じく「理念としての平等主義」が採られていると考えられる⁷⁵⁾。

(3) 配当表異議と配当表異議訴訟

台湾では、債権者または債務者は、配当表に記載される各債権者の債権あるいは配当金額について不服がある場合、台湾強制執行法12条に定められている異議申述の手續に基づいて、配当の法定期日前に、執行法院に対して書面で配当表異議を申し立てることができる(台強執39条)。したがって、執行法院は、前述した異議に対して正当と認めて出頭したその他の債権者が反対の陳述をしない場合は、直ちに配当表を更生して配当をしなければならない(台強執40条1項)。

他方、台湾では、配当表に関する不服を有する債権者または債務者は配当期日前に配当異議を申し立て、その異議につきその他の債権者または債務者が反対陳述をして、その異議が終結されないときは、異議申立人は反対陳述した債権者または債務者に対して配当表異議訴訟を提起することができる(台強執41条)。配当異議訴訟は、執行事件が係属している執行処が属する法院の専属管轄である⁷⁶⁾。

(4) 小 括

台湾の配当参加制度は、日本法と同じく理念としての平等主義を採用し、配当等を受けるべき債権者および配当終期について厳格に制限されて

75) 張・前掲注7) 497頁、楊・前掲注35) 404頁参照。

76) 張・前掲注7) 533頁。

いる。

台湾では、配当等を受けるべき債権者には、執行名義を持っている債権者・執行目的物につき法に基づき担保権または優先権を有する債権者および公法上の金銭債権を持っている政府機関がある。上記の債権者（一般債権者）は、優先弁済権を有する債権者を除き、法定期日前に配当参加して按分比例した平等の弁済を受けることができる。台湾では、普通、配当債権は、① 執行費用、② 国税、③ 抵当権、④ 租税、⑤ 一般債権という順番に従って弁済を受けるとされている⁷⁷⁾。

77) 張・前掲注7) 516頁注(605)。